

2013 年 9 月 29 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー部

—経済政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 279 号 ）

国務院、 自由貿易区域設置の基本方針を発表 産業構造転換と金融改革への挑戦

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2013 年 9 月 27 日に『「中国（上海）自由貿易試験区総体方案」の印刷・配布に関する通達』（国発[2013]38 号、以下『通達』という）を公布し、「中国（上海）自由貿易試験区」（以下「上海自由貿易区」という）において実施する規制緩和、市場開放、貿易振興、産業誘致の基本 方針を発表しました。『中国（上海）自由貿易 試験区総体方案』（以下『方案』という）に盛り込まれた主な基本方針は以下のとおりです。

- ① サービス業 6 分野 18 業種における市場開放・規制緩和
- ② 資本項目の自由兌換や金利の自由化等を目指す金融改革の実施
- ③ 外商投資企業の設立等が工商行政管理部門での届出のみで可能に（「ネガティブリスト」掲載の産業分野を除く）

本日 9 月 29 日、外高橋保税區において上海自由貿易区 オープニングセレモニーが執り行われました。上海自由貿易区は、上海市 浦東新区にある外高橋保税區、外高橋保税物流園區、上海浦東空港総合保税區、さらに離島の洋山保税港區の税関特殊監督管理 区域 4 カ所を改組して設立されたものです。区域の総面積は 28.78 平方キロ。2009 年に成立した上海市総合保税區管理委員会が「中国（上海）自由貿易 試験区管理委員会」に衣替えし、その監督管理を担当します。管理委員会主任には、上海市の 艾宝俊・副市長が就任しました。

r 背景に李克強総理のリーダーシップ

そもそも自由貿易区域の設置は、2005 年以降、上海、天津、深圳等が国務院に保税區の自由貿易区域への改組を提案し、2011 年 11 月には上海が正式に自由貿易区域の設立を目指す意向を明らかにするなど、

地方政府が強い意欲を見せてきました。これが2013年に入って具体化した背景には、李克強総理の強いリーダーシップがあったとみられます。

李総理は、今年3月の第12期全国人民代表大会で国務院総理に選出された直後の3月28日、上海市の外高橋保稅区などを視察し、「上海の積極的な模索を奨励・支持し、綜合保稅区の基礎の上に、どのように試験実施を先行するか研究し、自由貿易試験区を設立し、経験を蓄積し、開放型經濟の完全化した体制メカニズムを推し進める」（国務院公式サイト発表）ようにと発破を掛け、7月3日の国務院常務會議でその設立を原則承認、8月22日には正式に批准しました。

李総理は、景氣刺激策に依存せず、規制緩和と行政簡素化で市場に対する政府の介入を減らしつつ、信用リスクの圧縮と産業構造の転換によって經濟の安定成長を図る經濟政策を推進しており、その政策は「リコノミクス」と呼ばれています。上海自由貿易区は、金利自由化や批准手續停止等の大胆な規制緩和とサービス業を中心とする對外開放によって投資・貿易活動を活発化させ、産業構造の転換を加速させ、同時に政府機能を縮小させる狙いがあり、「リコノミクス」の政策方針と軌を一にしています。

すなわち、上海自由貿易区は“リコノミクスの申し子”であり、李総理が掲げる「中国經濟のグレートアップ版（升级版）」の実現を占う“試金石”とも言えるわけです。中国には、上海自由貿易区の設立を1980年の深圳經濟特區設立、1992年の浦東新区設置、2001年のWTO加盟に続く一大改革と位置付ける向きもあります。

地域・対象を限定した上での改革実施は、改革開放以降、中国政府の一貫した政策手法と言えます。既存制度の大幅な変更を迫る大胆な政策を打ち出しつつも、当初は一部の地域・対象に限って試行実施し、実践を経て微調整を図った上で、他地域さらには全国へ展開することにより、中国經濟全体への衝撃を和らげつつ、改革のスムーズな定着を図るものです。国務院は、上海自由貿易区においても「複製可能で普及可能な（可复制，可推广）経験を形成」（『通達』第2条）するとしており、他地域への拡大を視野に入れていることが分かります。

初めての自由貿易試験区に上海が選ばれた理由としては、①対象地域に広範な企業基盤が既に存在していること、②上海市には充実した監督管理制度と監督管理経験があること、③地理的優位性があり、今後設立される後発地区の自由貿易区開発において強力な牽引が期待できること、が挙げられています（商務部高虎城部長、2013年9月29日の記者会見内容より）。

r 方案における注目点

今回の方案では、上海自由貿易区の総体目標として、2～3年の試験期間を経て、国際水準の法制環境を有する効率的で自由な商業環境の育成を目指すとしています。

この試験期間に実施される主要任務として、①政府の職能転換の加速、②投資領域の開放拡大、③貿易発展方式の転換促進、④金融領域の開放革新の深化、⑤法制領域の制度保障の完全化、の5つが挙げられています。そして、これに基づくより具体的な細則が、年末までに50あまり発表される予定です。

中でも最も注目されているのは、外商投資企業設立に関する規制の緩和です。上海自由貿易区内の産業分野はネガティブリスト管理モデルによって区別されます。外商投資企業の設立や増資、合併、分割、清算等には商務部門による批准手続が不可欠となっていますが、上海自由貿易区内においてはネガティブリストに該当しない産業分野であれば、内外資一致の原則に基づいて、内資企業と同様に工商行政管理部門での登記のみでこれらが可能となります。

上海自由貿易区内の外商投資企業設立を届出管理とするため、全国人民代表大会常務委員会は外商投資企業関連法の一部条文を一時的に停止しています。同委員会は國務院の提案を受け、2013年8月30日に『中国（上海）自由貿易試験区に において 関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を國務院に授權することに関する決定』（以下『決定』という）を可決・公布。自由貿易区内において外商投資企業（外資企業、中外合弁企業、中外合作企業のいわゆる「三資企業」）の設立と変更、経営期限の延長等に係る審査・批准手続を3年間停止し、すべて届出管理とすることを発表。ただし、3年間の時限立法となっていることから、規制緩和の効果を慎重に見極める姿勢がみられます。

【図表 1】サービス業 6 分野 18 業種における市場開放・規制緩和措置

分野	業種	市場開放・規制緩和措置
金融 サービス	銀行業	ü 条件に合致する外資金融機関による外資銀行の設立、条件に合致する民営資本と外資金融機関による中外合弁銀行の共同設立を許可する。条件が整ったとき、適宜、試験区内で限定業務銀行の設立を試行する。 ü 関連管理弁法を完全化し、効果的な監督管理を強化する前提において、試験区内の条件に合致する中国資本銀行によるオフショア業務の展開を許可する。
	健康医療 保険	ü 外資専門健康医療保険機構の設立を試行する。
	ファイナンスリース	ü ファイナンスリース会社が試験区内で設立する航空機1機、船舶1隻の子会社に最低登録資本の制限を設けない。 ü ファイナンスリース会社による主要業務と関連する商業ファクタリング業務の兼業を許可する。
航運 サービス	遠洋貨物運輸	ü 中外合弁、中外合作国際船舶運輸企業の外資持分比率制限を緩和し、國務院交通運輸主管部門は関連管理試行弁法を制定する。 ü 中国資本会社が所有または持分支配所有する非中国国籍船舶が、対外貿易の輸出入コンテナの国内沿海港湾および上海港の間での沿海国内業務を先行先試することを許可する。
	国際船舶管理	ü 外商独資国際船舶管理企業の設立を許可する。

商業貿易サービス	電信付加価値	ü インターネット情報の安全を保証する前提において、外資企業による特定形式の一部の電信付加価値サービスの経営を許可し、行政法規の突破に係わる場合、国务院の批准・同意を必要とする。
	ゲーム機・アミューズメント機器の販売	ü 外資企業によるゲーム・アミューズメント設備の生産および販売への従事を許可し、文化主管部門の内容審査を通過したゲーム・アミューズメント設備は国内市場に向けて販売することができる。
専門サービス	弁護士業	ü 中国の法律事務所と外国（香港・マカオ・台湾地区）法律事務所の業務協力密接化の方式およびメカニズムを模索する。
	信用調査	ü 外商投資信用調査会社の設立を許可する。
	旅行	ü 試験区内で登録した条件に合致する中外合弁旅行社による、台湾地区を除く出国旅行業務への従事を許可する。
	人材仲介	ü 中外合弁人材仲介機構の設立を許可し、外国合弁者が70%を超えない持分を所有することができる。香港・マカオサービス提供者による独資人材仲介機構の設立を許可する。 ü 外資人材仲介機構の最低登録資本金要求を、30万米ドルから12.5万米ドルに引き下げる。
	投資管理	ü 株式制外資投資性会社の設立を許可する。
	工事設計	ü 試験区内で上海市のためにサービスを提供する外資工事設計（実地調査を含まない）企業に対し、資質の初回申請時の投資家に対する工事設計業績要求を取り消す。
	建築	ü 試験区内の外商独資建築企業が上海市の中外連合建設プロジェクトを引き受けるとき、建設プロジェクトの中外投資比率制限を受けない。
文化サービス	公演マネジメント	ü 外資公演マネジメント機構の持分比率制限を取消し、外商独資公演マネジメント機構を設立し、上海市のためにサービス提供することを許可する。
	娯楽施設	ü 外商独資の娯楽施設を設立し、試験区内でサービス提供することを許可する。
社会サービス	教育研修、職業研修	ü 中外合作経営性教育研修機構の開設を許可する。 ü 中外合作経営性職業技能研修機構の開設を許可する。
	医療	ü 外商独資医療機構の設立を許可する。

（『方案』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

自由貿易試験区をめぐるのは、天津、広東、アモイ、重慶などが設立に名乗りを上げています。上海自由貿易区が順調に発展すれば、他の地域にも同じような自由貿易区域が設立される可能性もあり、政策に対する市場の期待が高まっています。

上海市は現在、上海自由貿易区の基本規定となる『暫定弁法』の制定を進めているほか、政府各部門からも具体規定が発表されるものとみられます。追加情報入手次第、随時ご案内いたします。

『方案』と『決定』の詳細については、6 ページからの日本語仮訳および 21 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹、神保智】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国務院

国発[2013]38 号

『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』の印刷・配布に関する通達

各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直属機構：

国務院は、『中国（上海）自由貿易 試験区総体方案』（以下『方案』という）を批准した。ここに印刷・配布する。

- 1、中国（上海）自由貿易 試験区の設立は、共産党中央、国務院が打ち出した重大な政策であり、党の第 18 回共産党大会の主旨を深く貫徹し、新しい情勢の下で改革開放を推進する重大な措置であり、政府の職能転換の加速、管理モデル革新の積極的な模索、貿易および投資利便化の促進に対して、改革の全面的な深化および開放拡大のための新たな経路の模索、新たな経験の蓄積にとって、重要な意義を有している。
- 2、上海市人民政府は、『方案』の実施業務を入念に組織する必要がある。投資の参入前国民待遇およびネガティブリスト管理モデルの構築を模索し、行政審査・批准制度改革を深化させ、政府の職能転換を加速させ、事中、事後の監督管理水準を全面的に向上させる必要がある。サービス業の開放を拡大し、金融領域の開放革新を推進し、投資・貿易が便利で、監督管理が高効率・機敏で、法制環境が規範的な国際水準を有する自由貿易 試験区を建設し、これを改革推進および開放型経済水準向上の「試験田」とし、複製可能で、普及可能な経験を形成し、モデル牽引的で全国にサービスする積極的な役割を発揮し、各地域の共同的な発展を促進する必要がある。関連部門は、大々的に支持し、協調・協力、指導・評価等の業務をしっかりと遂行しなければならない。
- 3、『全国人民代表大会常務委員会による中国（上海）自由貿易 試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授權することに関する決定』に基づき、関連行政法規および国務院文書の一部規定を相応に一時調整する。具体的には、国務院が別途、印刷・配布する。

『方案』実施における重大な問題について、上海市人民政府は遅滞なく国務院に報告し、指示を請うこと。

国務院

2013 年 9 月 18 日

中国（上海）自由貿易試験区総体方案

中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設は、共産党中央、国務院が打ち出した重大な政策であり、党の第18回共産党大会の主旨を深く貫徹し、新しい情勢の下で改革開放を推進する重大な措置である。試験区の業務を全面的に、効果的に推進するため、本方案を制定する。

一、総体要求

試験区は、わが国の新たな時代における政府の職能転換の加速、管理モデル革新の積極的な模索、貿易および投資利便化の促進を担っており、改革の全面的な深化および開放拡大のための新たな道の模索、新たな経験の蓄積という重要な使命は、国家の戦略的な必要である。

(1) 指導思想

中国の特色ある社会主義の偉大な旗幟を高く掲げ、鄧小平理論、「3つの代表」重要思想、科学的発展観を指導とし、国家戦略を密接に取り巻いて、思想をさらに解放し、先行先試（先に行い、先に試す）を堅持し、開放で改革を促し、発展を促し、率先して国際化および法治化の要求に合致するクロスボーダー投資および貿易規則体系を構築し、試験区をわが国がさらに経済のグローバル化に駆け込むための重要なキャリアとし、中国経済のアップグレード版を作り上げ、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するために貢献する。

(2) 総体目標

2～3年の改革試験を経て、政府の職能転換を加速し、サービス業の拡大開放および外商投資管理体制の改革を積極的に推進し、本部経済および新型貿易業態を大々的に発展させ、資本項目の兌換可能および金融サービス業の全面開放の模索を加速し、貨物状態分類監督管理モデルの構築を模索し、投資および革新を促進する政策支持体系の形成に努力し、国際化および法治化された商業環境の育成に注力し、投資・貿易が便利で、通貨の兌換が自由で、監督管理が高効率・機敏で、法制環境が規範的な国際水準を有する自由貿易試験区の建設に尽力し、わが国の開放拡大および改革深化のために新たな構想および新たな道を模索し、全国のためにより良いサービスをする。

(3) 実施範囲

試験区の範囲は、上海外高橋保税區、上海外高橋保税物流園區、洋山保税港区および上海浦東空港綜合保税區等の4カ所の税関特殊監督管理区域を覆い、かつ先行先試の推進状況ならびに産業発展および輻射牽引の需要に基づき、徐々に実施範囲および試行政策範囲を拡張し、上海国際経済、金融、貿易、航運センター建設との連動メカニズムを形成する。

二、主要任務および措置

世界に向いて、全国にサービスする戦略要求および上海の「4つの中心」建設の戦略任務を密接に取り巻いて、先行先試、リスクコントロール可能、段階的推進、漸進的完全化の方式に基づき、開放拡大と体制改革を結合させ、育成機能と政策革新を結合させ、国際投資、貿易の一般規則と連結した基本制度枠組を形成する。

(1) 政府の職能転換の加速

1. 行政管理体制改革の深化。政府の職能転換を加速し、政府管理方式を改革・革新し、国際化、法治化の要求に基づき、国際的に高い標準の投資および貿易規則体系に適応した行政管理体制の構築を積極的に模索し、政府管理における事前審査・批准の重視から事中、事後の監督管理への転換を推進する。一括受理、総合審査・批准および高効率運営のサービスモデルを構築し、情報ネットワークプラットフォームを完全化し、異なる部門の協同管理メカニズムを実現する。業界情報の追跡、監督管理および集積の総合評価メカニズムを構築し、試験区内企業による区外での経営活動に対する全過程の追跡、管理および監督を強化する。集中統一した市場監督管理の総合執行法体系を構築し、品質技術監督、食品薬品監督管理、知的財産権、工商、税務等の管理領域において、高効率な監督管理を実現し、社会の力による市場監督への参加を積極的に奨励する。行政透明度を向上させ、投資家の参加を体現し、国際規則に合致する情報開示メカニズムを完全化する。投資家権益の効果的な保障メカニズムを完全化し、各種投資主体の公平な競争を実現し、条件に合致する外国投資家とその投資収益を自由に移転させることを許可する。知的財産権紛争の調停、援助等の解決メカニズムを構築する。

(2) 投資領域の開放拡大

2. サービス業の開放拡大。金融サービス、航運サービス、商業貿易サービス、専門サービス、文化サービスおよび社会サービス領域を選択して開放を拡大し（具体的な開放リストは付属文書を参照）、投資家の資質要求、持分比率制限、経営範囲制限等の参入制限措置を一時停止または取り消し（銀行業機構、情報通信サービスを除く）、各種投資家の平等な参入に有利な市場環境を創造する。
3. ネガティブリスト管理モデル構築の模索。国際的な一般規則に鑑み、外商投資に対する参入前国民待遇を試行し、試験区の外商投資が国民待遇等と合致しないネガティブリストを研究制定し、外商投資管理モデルを改革する。ネガティブリスト以外の領域に対し、内外資一致の原則に基づき、外商投資プロジェクトを認可制から届出制に改め（国务院が国内投資プロジェクトに対する認可の保留を規定している場合を除く）、上海市が手続に責任を負う。外商投資企業の契約定款の審査・批准を上海市が責任を負う届出管理に改め、届出後は国家の関

連規定に基づき関連手続を行う。工商登記と商事登記制度改革を連結させ、徐々に登記フローを最適化する。国家安全審査制度を完全化し、試験区内で外資に係わる国家安全審査を試験的に展開し、安全で高効率な開放型経済体系を構築する。試行経験を総括の上に、徐々に国際と接続した外商投資管理制度を形成する。

4. 対外投資サービス促進体系の構築。国外投資管理方式を改革し、国外投資の企業設立に対して届出制を主とする管理方式を実行し、対外投資の一般プロジェクトに対して届出制を実行し、上海市が届出管理に責任を負い、国外投資の利便化程度を向上させる。投資サービス促進メカニズムを革新し、国外投資の事後管理およびサービスを強化し、複数部門が共有する情報モニタリングプラットフォームを形成し、対外直接投資の統計および年次検査業務をしつかりと遂行する。試験区内で各種投資主体が多種の形式で国外投資を展開することを支持する。試験区で国外持分投資に専門的に従事するプロジェクト会社を設立することを奨励し、条件のある投資家が国外投資で持分投資マザーファンドを設立することを支持する。

(3) 貿易発展方式の転換促進

5. 貿易の転換・高度化の推進。貿易の新型業態および機能を積極的に育成し、技術、ブランド、品質、サービスを核心とする対外貿易競争の新たな優位を形成し、わが国のグローバル貿易バリューチェーンにおける地位の向上を加速させる。多国籍企業がアジア・太平洋地域本部の設立し、貿易、物流、決済等の機能を統合したオペレーションセンターを設立することを奨励する。国際貿易決済センターの試行を深化させ、専用口座によるサービス貿易クロスボーダー受取・支払および融資機能を拡張する。試験区内企業によるオフショア業務の発展を支持する。企業が国際・国内貿易を統一調整して展開し、対内・対外貿易の一体的な発展を実現することを支持する。試験区内に国際コモディティ商品取引および資源配置プラットフォームを設立し、エネルギー製品、基本工業原料およびコモディティ農産品の国際貿易を展開することを模索する。先物保税決済の試行を拡大・完全化し、倉庫証券担保融資等の機能を拡張する。対外文化貿易基地の建設を加速する。バイオ医薬、ソフトウェア・情報、管理コンサルティング、データサービス等のアウトソーシング業務の発展を推し進める。各種ファイナンスリース会社が試験区内にプロジェクト子会社を設立し、かつ国内外のリースサービスを展開することを許可および支持する。第三者検査鑑定機構の設立を奨励し、国際標準に基づきその検査結果を採用する。国内外でハイテク、高付加価値のメンテナンスサービスを試験的に展開する。クロスボーダー電子商取引サービス機能の育成を加速し、これと適応する税関監督管理、検査検疫、税還付、クロスボーダー支払、物流等の支持システムを試験的に構築する。
6. 国際航運サービスのレベル向上。外高橋港、洋山深水港、浦東空港国際ターミナル港の連動的役割を積極的に発揮させ、国際競争力を有する航運発展制度および運営モデルの形成を模

索する。航運、国際船舶運輸、国際船舶管理、国際航運ブローカー等の産業を積極的に発展させる。航運運賃指数派生商品の取引業務の発展を加速させる。中継集配業務の発展を推し進め、中国資本会社が所有または持分支配所有する非中国国籍船舶が、対外貿易の輸出入コンテナの国内沿海港湾および上海港の間での沿海国内業務を先行先試することを許可する。浦東空港による国際中継貨物運輸便の増加を支持する。上海の地域的優位を十分に発揮させ、中国資本の「便宜置籍船」船舶の税收優遇政策を利用し、条件に合致する船舶が上海で登記することを促進する。試験区において既に天津で試行している国際船舶登記政策を実行する。国際船舶運輸経営許可のフローを簡素化し、高効率な船籍登記制度を形成する。

(4) 金融領域の開放革新の深化

7. 金融制度改革の加速。リスクコントロール可能な前提において、試験区内で人民元資本項目の兌換可能、金融市場の利率市場化、人民元クロスボーダー使用等の方面に対し条件を創造して先行先試を行うことができる。試験区内で金融機関の資産側価格における市場化された価格決定の実行を実現する。国際に向けた外貨管理改革の試行を模索し、自由貿易試験区と適応する外貨管理体制を構築し、貿易・投資の利便化を全面的に実現する。企業が国内外の2種類の資源、2つの市場を十分に利用して、クロスボーダー融資の自由化を実現することを奨励する。外債管理方式の改革を深化させ、クロスボーダー融資の利便化を促進する。多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理の試行を深化させ、多国籍企業による地域的もしくはグローバルな資金管理センターの設立を促進する。試験区で金融改革・革新と上海国際金融センター建設の連動メカニズムを構築する。
8. 金融サービス機能の増強。金融サービス業で条件に合致する民営資本および外資金融機関に対する全面的な開放を推し進め、試験区内で外資銀行および中外合弁銀行を設立することを支持する。金融市場が試験区内で国際に向けた取引プラットフォームを構築することを許可する。国外企業による商品先物取引への参加を徐々に許可する。金融市場商品の革新を奨励する。持分委託管理取引機構が試験区内で総合金融サービスプラットフォームを設立することを支持する。人民元のクロスボーダー再保険業務の展開を支持し、再保険市場を育成・発展させる。

(5) 法制領域の制度保障の完全化

9. 法制保障の完全化。試験区発展の必要に合致する高い標準の投資および貿易規則体系の形成を加速させる。試行内容について、関連行政法規および国务院文書の一部規定の実施を停止する必要がある場合、規定の手順に基づき手続を行う。このうち、全国人民代表大会常務委員会の授権を経て、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合資経営企業法』および『中華人民共和国中外合作経営企業法』が規定する関連行政審査・批准を一時的に調整し、2013年10月1日より3年間試行する。各部門は、試験区によるサービス業の拡大開放、

参入前国民待遇およびネガティブリスト管理モデルの実施等の方面で改革試行を深化させることを支持し、遅滞なく試行過程における制度保障問題を解決する必要がある。上海市は、地方立法を通じて、試行の要求に適応する試験区管理制度を構築する必要がある。

三、相応する監督管理および税收制度環境の創造

国際的に高水準の投資および貿易サービス体系を構築する必要に適応し、監督管理モデルを革新し、試験区内の貨物、サービス等の各種要素の自由な移動を促進し、サービス業の拡大開放および貨物貿易の深い発展を推し進め、公開、透明な管理制度を形成する。同時に、現行税制の公平、統一、規範を擁護する前提で、育成機能をガイドとし、関連政策を完全化する。

(1) 監督管理サービスモデルの革新

1. 「第一線の開放」実施の推進。企業が輸入積荷目録により貨物を直接入区させることを許可し、入国貨物届出リストにより主管税関で申告手続を行い、出入国届出リストの簡素化、国際中継、集配および分配等の業務の出入国手続の簡素化を模索する。「入国検疫し、輸出入検査を適度に緩和する」モデルを実行し、監督管理技術および方法を革新する。相対的に独立した貿易利便化を主体とする貨物貿易区域およびサービス領域開放拡大を主体とするサービス貿易区域の構築を模索する。効果的な監督管理を確保する前提において、貨物状態分類監督管理モデルの構築を模索する。機能拡張を深化させ、貨物輸出入税收政策を厳格に執行する前提において、特定区域に保税展示取引プラットフォームを設立することを許可する。
2. 「第二線の安全で高効率な管理」の断固とした実施。入関管理を最適化し、電子情報ネットワークを強化し、入出国リストの照合、台帳管理、入関貨物データ確認、リスク分析等を通じて監督管理を強化し、第二線の監督管理モデルと第一線の監督管理モデルの連結を促進し、「出入りが便利で、品質安全リスクを厳密に防止する」検査検疫監督管理モデルを推し進める。電子台帳管理を強化し、試験区内貨物の各税関特殊監督管理区域との間および区域を跨いだ機敏な流通を推し進める。試験区内企業は原則上、地域制限を受けず、区外で再投資または業務を展開することができ、特別規定が関連手続を行うよう要求している場合、引き続き特別規定に基づき手続を行う。企業運営情報と監督管理システムの接続を推進する。リスクモニタリング、第三者管理、保証金要求等の方式を通じて効果的な監督管理を実行し、上海市の信用体系建設の役割を十分に発揮させ、企業の商務信用管理および経営活動の専属管轄制度の形成を加速する。
3. 監督管理協力のさらなる強化。国家の安全および市場の公平な競争を適切に擁護することを原則とし、各管理部門と上海市政府の協力を強化し、経済社会の安全を擁護するサービス保障能力を向上させる。試験区は、国务院関連部門による経営者集中独占禁止審査の厳格な実

施に協力する。税関、質検、工商、税務、外貨等の管理部門の協力を強化する。一体化監督管理方式の完全化を加速し、統一的で高効率な港灣監督管理機構の組織化を推進する。試験区による電子フェンス管理の統一化を模索し、リスクコントロール可能な税関監督管理メカニズムを構築する。

(2) 試験区に付属する税收政策の模索

4. 投資促進の税收政策の実施。試験区内に登録した企業もしくは個人株主が、非通貨資産による対外投資等の資産再編行為により発生した資産評価の増値部分は、5年を超えない期限において、所得税を分割納付することができる。試験区内企業が株式もしくは出資比率等の持分形式で企業のハイエンド人材および不足人材に奨励を与えることに対し、既に中関村等の地域で試行している持分奨励の個人所得税分割納税政策を実行する。
5. 貿易促進の税收政策の実施。試験区内に登録したファイナンスリース企業もしくは金融リース会社が試験区内に設立するプロジェクト子会社をファイナンスリース輸出税還付試行範囲に組み入れる。試験区内に登録した国内リース会社もしくはリース会社が設立するプロジェクト子会社に対し、国家関連部門の批准を経て国外から積載重量 25 トン以上、かつ国内航空会社にリースして使用する航空機の購入は、輸入に係る増値税関連の優遇政策を享受する。試験区内に設置された企業が生産、加工し、かつ「第二線」を経て国内に販売する貨物に対しては、規定どおりに輸入に係る増値税、消費税を徴収する。企業の申請に基づき、当該国内販売貨物に対してその対応する輸入材料に基づき、または実際の検査報告状態により関税を徴収する政策を試行する。現行政策の枠組において、試験区内の生産企業および生産性サービス業企業が輸入に必要な機器、設備等の貨物に対して免税を与える。ただし、生活性サービス業等の企業が輸入する貨物および法律、行政法規および関連規定が免税しないことを明確にしている貨物を除く。積出港税還付の試行政策を完全化し、積出地、運輸企業および運輸ツール等の試行範囲拡大を適宜研究する。

このほか、税制改革の方向および国際関連に合致し、ならびに利益移転および税額計算標準の侵蝕をもたらさない前提において、国外持分投資およびオフショア業務の発展に適応する税收政策を積極的に研究・完全化する。

四、組織的な実施の確実で適切な遂行

国務院は、試験区推進業務を統一的に指導し、協調する。上海市は、入念に組織・実施し、業務メカニズムを完全化し、業務責任を具体化し、『方案』が明確化している目標位置および先行先試任務に基づき、「成熟したものから先に行うことができ、後で徐々に完全化する」の要求に基づき、オペレーション可能な具体計画を形成し、急ぎ推進・実施し、かつ推進過程において真剣に新状況を研究し、新問題を

解決し、重大な問題は遅滞なく国務院に報告して指示を請うこと。各関連部門は、大々的に支持し、協調・協力、指導・評価等の業務を積極的にしっかりと遂行し、関連体制メカニズムおよび政策革新を共同で推進し、試験区をしっかりと建設し、管理する必要がある。

付属文書：中国（上海）自由貿易試験区サービス業拡大開放措置

付属文書

中国（上海）自由貿易試験区 サービス業 拡大開放措置

一、金融サービス領域

1. 銀行サービス（国民経済業界分類：J 金融業——6620 通貨・銀行サービス）	
開放措置	（1）条件に合致する外資金融機関による外資銀行の設立、条件に合致する民営資本と外資金融機関による中外合併銀行の共同設立を許可する。条件が整ったとき、適宜、試験区内で限定業務銀行の設立を試行する。 （2）関連管理弁法を完全化し、効果的な監督管理を強化する前提において、試験区内の条件に合致する中国資本銀行によるオフショア業務の展開を許可する。
2. 専門健康医療保険（国民経済業界分類：J 金融業——6812 健康および障害保険）	
開放措置	外資専門健康医療保険機構の設立を試行する。
3. ファイナンスリース（国民経済業界分類：J 金融業——6631 金融リースサービス）	
開放措置	（1）ファイナンスリース会社が試験区内で設立する航空機 1 機、船舶 1 隻の子会社に最低登録資本の制限を設けない。 （2）ファイナンスリース会社による主要業務と関連する商業ファクタリング業務の兼業を許可する。

二、航運サービス領域

4. 遠洋貨物運輸（国民経済業界分類：G 交通運輸、倉庫および郵便業——5521 遠洋貨物運輸）	
開放措置	（1）中外合併、中外合作国際船舶運輸企業の外資持分比率制限を緩和し、国務院 交通運輸主管部門は関連管理試行弁法を制定する。 （2）中国資本会社が所有または持分支配所有する非中国国籍船舶が、対外貿易の輸出入コンテナの国内沿海港湾および上海港の間での沿海国内業務を先行先試することを許可する。
5. 国際船舶管理（国民経済業界分類：G 交通運輸、倉庫および郵便業——5539 その他の水上運輸補助サービス）	
開放措置	外商独資国際船舶管理企業の設立を許可する。

三、商業貿易サービス領域

6. 電信付加価値（国民経済業界分類：I 情報伝達、ソフトウェアおよび情報技術サービス業——6319 その他の電信サービス業、6420 インターネット情報サービス業、6540 データ処理および保存サービス、6592 コールセンター）	
開放措置	インターネット情報の安全を保証する前提において、外資企業による特定形式の一部の電信付加価値サービスの経営を許可し、行政法規の突破に係わる場合、国务院の批准・同意を必要とする。
7. ゲーム機、アミューズメント機器の販売およびサービス（国民経済業界分類：F 卸売および小売業——5179 その他の機械および電子商品の卸売）	
開放措置	外資企業によるゲーム・アミューズメント設備の生産および販売への従事を許可し、文化主管部門の内容審査を通過したゲーム・アミューズメント設備は国内市場に向けて販売することができる。

四、専門サービス領域

8. 弁護士サービス（国民経済業界分類：L リースおよび商務サービス業——7221 弁護士および関連法律サービス）	
開放措置	中国の法律事務所と外国（香港・マカオ・台湾地区）法律事務所の業務協力密接化の方式およびメカニズムを模索する。
9. 信用調査（国民経済業界分類：L リースおよび商務サービス業——7295 信用サービス）	
開放措置	外商投資信用調査会社の設立を許可する。
10. 旅行社（国民経済業界分類：L リースおよび商務サービス業——7271 旅行社サービス）	
開放措置	試験区内で登録した条件に合致する中外合弁旅行社による、台湾地区を除く出国旅行業務への従事を許可する。
11. 人材仲介サービス（国民経済業界分類：L リースおよび商務サービス業——7262 職業仲介サービス）	
開放措置	（1）中外合弁人材仲介機構の設立を許可し、外国合弁者が70%を超えない持分を所有することができる。香港・マカオサービス提供者による独資人材仲介機構の設立を許可する。 （2）外資人材仲介機構の最低登録資本金要求を、30 万米ドルから12.5 万米ドルに引き下げる。
12. 投資管理（国民経済業界分類：L リースおよび商務サービス業——7211 企業本部管理）	
開放措置	株式制外資投資性会社の設立を許可する。
13. 工事設計（国民経済業界分類：M 科学研究と技術サービス企業——7482 工事実地調査・設計）	
開放措置	試験区内で上海市のためにサービスを提供する外資工事設計（実地調査を含まない）企業に対し、資質の初回申請時の投資家に対する工事設計業績要求を取り消す。
14. 建築サービス（国民経済業界分類：E 建築業——47 不動産建築業、48 土木工事建築業、49 建築据付業、50 建築装飾およびその他の建築業）	
開放措置	試験区内の外商独資建築企業が上海市の中外連合建設プロジェクトを引き受けるとき、建設プロジェクトの中外投資比率制限を受けない。

五、文化サービス領域

15. 公演マネジメント（国民経済業界分類：R 文化、スポーツおよび娯楽業——8941 文化娯楽マネージャー）	
開放措置	外資公演マネジメント機構の持分比率制限を取消し、外商独資公演マネジメント機構を設立し、上海市のためにサービス提供することを許可する。
16. 娯楽施設（国民経済業界分類：R 文化、スポーツおよび娯楽業——8911 ダンスホール娯楽活動）	
開放措置	外商独資の娯楽施設を設立し、試験区内でサービス提供することを許可する。

六、社会サービス領域

17. 教育研修、職業技能研修（国民経済業界分類：P 教育——8291 職業技能研修）	
開放措置	（1）中外合作経営性教育研修機構の開設を許可する。 （2）中外合作経営性職業技能研修機構の開設を許可する。
18. 医療サービス（国民経済業界分類：Q 衛生および社会業務——8311 総合病院、8315 専門病院、8330 診療所〔所〕）	
開放措置	外商独資医療機構の設立を許可する。

注：以上の各項目の開放措置は、中国（上海）自由貿易 試験区内に登録した企業にのみ適用する。

(日本語仮訳)

全国人民代表大会常務委員会

中国（上海）自由貿易試験区に おいて関連法律が規定する行政審査・批准の 一時的な調整を国務院に授権することに関する決定

(2013 年 8 月 30 日第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 4 回会議にて可決)

政府の職能転換を加速し、対外開放モデルを革新し、改革開放の経験の深化をさらに模索するため、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 4 回会議は以下のように決定する。上海外高橋保稅区、上海外高橋保稅物流園區、洋山保稅港区および上海浦東空港総合保稅区の基礎の上に設立する中国（上海）自由貿易試験区において、国家が参入特別管理措置の実施を規定している以外の外商投資に対し、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合資經營企業法』、『中華人民共和国中外合作經營企業法』が規定する関連行政審査・批准（目録は後に添付）を一時的に調整することを国務院に授権する。上述の行政審査・批准の調整は 3 年間試行し、実践が実行可能性を証明した場合、関連法律を改定し、完全化しなければならない。実践が調整すべきでないことを証明した場合、関連法律規定の施行を回復する。

本決定は、2013 年 10 月 1 日より試行する。

中国（上海）自由貿易試験区に おいて一時的な調整を 国務院に授権する関連法律規定の行政審査・批准目録

番 号：1

名 称：外資企業の設立に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国外資企業法』第 6 条「外資企業設立の申請は、国務院の対外経済貿易主管部門もしくは国務院が授権する機関が審査・批准する。審査・批准機関は、申請を受け取った日から 90 日以内に批准、または批准しないことを決定しなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：2

名 称：外資企業の分割、合併もしくはその他の重要事項変更に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国外資企業法』第 10 条「外資企業の分割、合併もしくはその他の重要事項の変更は、審査・批准機関に報告し批准されなければならない、合わせて工商行政管理機関で変更登記手続を行わなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：3

名 称：外資企業の経営期限に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国外資企業法』第 20 条「外資企業の経営期限は、外国投資家が申告し、審査・批准機関が批准する。期間満了後、延長する必要がある場合、期間満了 180 日以前に審査・批准機関に申請を提出しなければならない。審査・批准機関は、申請を受け取ってから 30 日以内に批准、または批准しないことを決定しなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：4

名 称：中外合資経営企業の設立に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合資経営企業法』第 3 条「合併経営各方が締結する合併経営協議、契約、定款は、国家對外經濟貿易主管部門（以下「審査・批准機関」という）に報告して審査・批准されなければならない。審査・批准機関は、3 カ月以内に批准、または批准しないことを決定しなければならない。合併経営企業は、批准を経た後、国家工商行政管理主管部門で登記し、営業許可証を受領して、営業を開始する。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：5

名 称：中外合資経営企業の合併経営期限延長に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合資経営企業法』第 13 条「合併経営企業の合併経営期限は、異なる業界、異なる状況に基づき、異なる約定を行う。ある業界の合併経営企業は、合併経営期限を約定しなければならない。ある業界の合併経営企業は、合併経営期限を約定することができ、合併経営期限を約定しないこともできる。合併経営期限を約定した合併経営企業は、合併経営各方が合併経営期限の延長に同意した場合、合併経営期限満了の 6 カ月前に審査・批准機関に申請を提出しなければならない。審査・批准機関は、申請を受け取った日から 1 カ月以内に批准、または批准しないことを決定しなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：6

名 称：中外合資経営企業の解散に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合資経営企業法』第 14 条「合併経営企業に重大な欠損、一方による契約および定款が規定する義務の不履行、不可抗力等が発生した場合、合併経営各方による協議、同意を経て、審査・批准機関に報告して批准を請い、合わせて国家工商行政管理主管部門に登録し、契約を終了することができる。契約に違反して損失をもたらした場合、契約に違反した一方が経済責任を引き受けなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：7

名 称：中外合作経営企業の設立に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第 5 条「合作企業設立の申請は、中外合作者が契約した協議、契約、定款等の文書を国務院対外経済貿易主管部門もしくは国務院が授権する部門および地方政府（以下「審査・批准機関」という）に報告して審査・批准されなければならない。審査・批准機関は、申請を受け取った日から 45 日以内に批准、または批准しないことを決定しなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：8

名 称：中外合作経営企業の協議、契約、定款の重大な変更に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第 7 条「中外合作者が合作期限内に協議して、合作企業の契約に重大な変更を行うことに同意した場合、審査・批准機関に報告して批准されなければならない。変更内容が法定の工商登記項目、税務登記項目に係わる場合、工商行政管理機関、税務期間に変更登記手続を行わなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：9

名 称：中外合作経営企業の合作企業契約の権利、義務の譲渡に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第 10 条「中外合作者の一方がその合作企業契約における全部もしくは一部の権利、義務を譲渡する場合、必ず他方の同意を経て、合わせて審査・批准機関に報告して批准されなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：10

名 称：中外合作経営企業の他人への経営管理の委託に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第 12 条第 2 項「合作企業の設立後、中外合作者以外の他人に経営管理を委託するように改める場合、必ず董事会もしくは聯合管理機構の一致同意を経て、審査・批准機関に報告し批准され、合わせて工商行政管理機関で変更登記手続を行わなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：11

名 称：中外合作経営企業の合作期限の延長に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第 24 条「合作企業の合作期限は、中外合作者が協議し、合わせて合作企業契約に明記しなければならない。中外合作者が合作期限の延長に同意する場合、合作期限満了 180 日前に審査・批准機関に申請を提出しなければならない。審査・

批准機関は、申請を受け取った日から 30 日以内に批准、または批准しないことを決定しなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

(日本語仮訳)

**上海市人民代表大会常務委員会
公告第 3 号**

『上海市人民代表大会常務委員会による中国（上海）自由貿易 試験区における当市の関連地方性法規規定実施の一時調整に関する決定』は、上海市第 14 期人民代表大会常務委員会第 8 回会議により 2013 年 9 月 26 日に可決した。ここに公布し、2013 年 10 月 1 日より施行する。

上海市人民代表大会常務委員会

2013 年 9 月 26 日

**中国（上海）自由貿易試験区に おける
当市の関連地方性法規規定 実施の一時調整に関する 決定**

(2013 年 9 月 26 日上海市第 14 期人民代表大会常務委員会第 8 回会議にて可決)

政府の職能転換を加速し、対外開放モデルを革新し、改革開放の経験の深化をさらに模索し、法に基づき中国（上海）自由貿易 試験区の建設を推進するため、上海市第 14 期人民代表大会常務委員会第 8 回会議は以下のように決定した。

- 1、『全国人民代表大会常務委員会による中国（上海）自由貿易 試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授権することに関する決定』の規定に基づき、中国（上海）自由貿易試験区において、国家が参入特別管理措置の実施を規定する以外の外商投資に対し、『上海市外商投資企業審査・批准条例』実施を停止する。

法律、行政法規が中国（上海）自由貿易 試験区において関連内容を調整実施する場合はすべて、当市の関連地方性法規は相応の調整実施を行う。

- 2、当市のその他の関連地方性法規における規定が、『中国（上海）自由貿易 試験区総体方案』と不一致である場合はすべて、調整実施する。
- 3、上述の関連地方性法規の調整実施は、3 年間試行する。

本決定は、2013 年 10 月 1 日より施行する。

(中国語原文)

国务院

国发〔2013〕38号

关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

国务院批准《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》（以下简称《方案》），现予印发。

- 一、 建立中国（上海）自由贸易试验区，是党中央、国务院作出的重大决策，是深入贯彻党的十八大精神，在新形势下推进改革开放的重大举措，对加快政府职能转变、积极探索管理模式创新、促进贸易和投资便利化，为全面深化改革和扩大开放探索新途径、积累新经验，具有重要意义。
- 二、 上海市人民政府要精心组织好《方案》的实施工作。要探索建立投资准入前国民待遇和负面清单管理模式，深化行政审批制度改革，加快转变政府职能，全面提升事中、事后监管水平。要扩大服务业开放、推进金融领域开放创新，建设具有国际水准的投资贸易便利、监管高效便捷、法制环境规范的自由贸易试验区，使之成为推进改革和提高开放型经济水平的“试验田”，形成可复制、可推广的经验，发挥示范带动、服务全国的积极作用，促进各地区共同发展。有关部门要大力支持，做好协调配合、指导评估等工作。
- 三、 根据《全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》，相应暂时调整有关行政法规和国务院文件的部分规定。具体由国务院另行印发。

《方案》实施中的重大问题，上海市人民政府要及时向国务院请示报告。

国务院

2013年9月18日

中国（上海）自由贸易试验区总体方案

建立中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）是党中央、国务院作出的重大决策，是深入贯彻党的十八大精神，在新形势下推进改革开放的重大举措。为全面有效推进试验区工作，制定本方案。

一、总体要求

试验区肩负着我国在新时期加快政府职能转变、积极探索管理模式创新、促进贸易和投资便利化，为全面深化改革和扩大开放探索新途径、积累新经验的重要使命，是国家战略需要。

（一）指导思想。

高举中国特色社会主义伟大旗帜，以邓小平理论、“三个代表”重要思想、科学发展观为指导，紧紧围绕国家战略，进一步解放思想，坚持先行先试，以开放促改革、促发展，率先建立符合国际化和法治化要求的跨境投资和贸易规则体系，使试验区成为我国进一步融入经济全球化的重要载体，打造中国经济升级版，为实现中华民族伟大复兴的中国梦作出贡献。

（二）总体目标。

经过两至三年的改革试验，加快转变政府职能，积极推进服务业扩大开放和外商投资管理体制改革，大力发展总部经济和新型贸易业态，加快探索资本项目可兑换和金融服务业全面开放，探索建立货物状态分类监管模式，努力形成促进投资和创新的政策支持体系，着力培育国际化和法治化的营商环境，力争建设成为具有国际水准的投资贸易便利、货币兑换自由、监管高效便捷、法制环境规范的自由贸易试验区，为我国扩大开放和深化改革探索新思路和新途径，更好地为全国服务。

（三）实施范围。

试验区的范围涵盖上海外高桥保税区、上海外高桥保税物流园区、洋山保税港区和上海浦东机场综合保税区等 4 个海关特殊监管区域，并根据先行先试推进情况以及产业发展和辐射带动需要，逐步拓展实施范围和试点政策范围，形成与上海国际经济、金融、贸易、航运中心建设的联动机制。

二、主要任务和措施

紧紧围绕面向世界、服务全国的战略要求和上海“四个中心”建设的战略任务，按照先行先试、风险可控、分步推进、逐步完善的方式，把扩大开放与体制改革相结合、把培育功能与政策创新相结合，形成与国际投资、贸易通行规则相衔接的基本制度框架。

(一) 加快政府职能转变。

1. 深化行政管理体制改革。加快转变政府职能，改革创新政府管理方式，按照国际化、法治化的要求，积极探索建立与国际高标准投资和贸易规则体系相适应的行政管理体系，推进政府管理由注重事先审批转为注重事中、事后监管。建立一口受理、综合审批和高效运作的服务模式，完善信息网络平台，实现不同部门的协同管理机制。建立行业信息跟踪、监管和归集的综合性评估机制，加强对试验区内企业在区外经营活动全过程的跟踪、管理和监督。建立集中统一的市场监管综合执法体系，在质量技术监督、食品药品监管、知识产权、工商、税务等管理领域，实现高效监管，积极鼓励社会力量参与市场监督。提高行政透明度，完善体现投资者参与、符合国际规则的信息公开机制。完善投资者权益有效保障机制，实现各类投资主体的公平竞争，允许符合条件的外国投资者自由转移其投资收益。建立知识产权纠纷调解、援助等解决机制。

(二) 扩大投资领域的开放。

2. 扩大服务业开放。选择金融服务、航运服务、商贸服务、专业服务、文化服务以及社会服务领域扩大开放（具体开放清单见附件），暂停或取消投资者资质要求、股比限制、经营范围限制等准入限制措施（银行业机构、信息通信服务除外），营造有利于各类投资者平等准入的市场环境。
3. 探索建立负面清单管理模式。借鉴国际通行规则，对外商投资试行准入前国民待遇，研究制订试验区外商投资与国民待遇等不符的负面清单，改革外商投资管理模式。对负面清单之外的领域，按照内外资一致的原则，将外商投资项目由核准制改为备案制（国务院规定对国内投资项目保留核准的除外），由上海市负责办理；将外商投资企业合同章程审批改为由上海市负责备案管理，备案后按国家有关规定办理相关手续；工商登记与商事登记制度改革相衔接，逐步优化登记流程；完善国家安全审查制度，在试验区内试点开展涉及外资的国家安全审查，构建安全高效的开放型经济体系。在总结试点经验的基础上，逐步形成与国际接轨的外商投资管理制度。
4. 构筑对外投资服务促进体系。改革境外投资管理方式，对境外投资开办企业实行以备案制为主的管理方式，对境外投资一般项目实行备案制，由上海市负责备案管理，提高境外投资便利化程度。创新投资服务促进机制，加强境外投资事后管理和监督，形成多部门共享的信息监测平台，做好对外直接投资统计和年检工作。支持试验区内各类投资主体开展多种形式的境外投资。鼓励在试验区设立专业从事境外股权投资的项目公司，支持有条件的投资者设立境外股权投资投资基金。

(三) 推进贸易发展方式转变。

5. 推动贸易转型升级。积极培育贸易新型业态和功能，形成以技术、品牌、质量、服务为核心的

外贸竞争新优势,加快提升我国在全球贸易价值链中的地位。鼓励跨国公司建立亚太地区总部,建立整合贸易、物流、结算等功能的营运中心。深化国际贸易结算中心试点,拓展专用账户的服务贸易跨境收付和融资功能。支持试验区内企业发展离岸业务。鼓励企业统筹开展国际国内贸易,实现内外贸一体化发展。探索在试验区内设立国际大宗商品交易和资源配置平台,开展能源产品、基本工业原料和大宗农产品的国际贸易。扩大完善期货保税交割试点,拓展仓单质押融资等功能。加快对外文化贸易基地建设。推动生物医药、软件信息、管理咨询、数据服务等外包业务发展。允许和支持各类融资租赁公司在试验区内设立项目子公司并开展境内外租赁服务。鼓励设立第三方检验鉴定机构,按照国际标准采信其检测结果。试点开展境内外高技术、高附加值的维修业务。加快培育跨境电子商务服务功能,试点建立与之相适应的海关监管、检验检疫、退税、跨境支付、物流等支撑系统。

6. 提升国际航运服务能级。积极发挥外高桥港、洋山深水港、浦东空港国际枢纽港的联动作用,探索形成具有国际竞争力的航运发展制度和运作模式。积极发展航运金融、国际船舶运输、国际船舶管理、国际航运经纪等产业。加快发展航运运价指数衍生品交易业务。推动中转集拼业务发展,允许中资公司拥有或控股拥有的非五星旗船,先行先试外贸进出口集装箱在国内沿海港口和上海港之间的沿海捎带业务。支持浦东机场增加国际中转货运航班。充分发挥上海的区域优势,利用中资“方便旗”船税收优惠政策,促进符合条件的船舶在上海落户登记。在试验区实行已在天津试点的国际船舶登记政策。简化国际船舶运输经营许可流程,形成高效率的船籍登记制度。

(四) 深化金融领域的开放创新。

7. 加快金融制度创新。在风险可控前提下,可在试验区内对人民币资本项目可兑换、金融市场利率市场化、人民币跨境使用等方面创造条件进行先行先试。在试验区内实现金融机构资产方价格实行市场化定价。探索面向国际的外汇管理改革试点,建立与自由贸易试验区相适应的外汇管理体制,全面实现贸易投资便利化。鼓励企业充分利用境内外两种资源、两个市场,实现跨境融资自由化。深化外债管理方式改革,促进跨境融资便利化。深化跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点,促进跨国公司设立区域性或全球性资金管理中心。建立试验区金融改革创新与上海国际金融中心建设的联动机制。
8. 增强金融服务功能。推动金融服务业对符合条件的民营资本和外资金金融机构全面开放,支持在试验区内设立外资银行和中外合资银行。允许金融市场在试验区内建立面向国际的交易平台。逐步允许境外企业参与商品期货交易。鼓励金融市场产品创新。支持股权托管交易机构在试验区内建立综合金融服务平台。支持开展人民币跨境再保险业务,培育发展再保险市场。

(五) 完善法制领域的制度保障。

9. 完善法制保障。加快形成符合试验区发展需要的高标准投资和贸易规则体系。针对试点内容,

需要停止实施有关行政法规和国务院文件的部分规定的，按规定程序办理。其中，经全国人民代表大会常务委员会授权，暂时调整《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合资经营企业法》和《中华人民共和国中外合作经营企业法》规定的有关行政审批，自 2013 年 10 月 1 日起在三年内试行。各部门要支持试验区在服务业扩大开放、实施准入前国民待遇和负面清单管理模式等方面深化改革试点，及时解决试点过程中的制度保障问题。上海市要通过地方立法，建立与试点要求相适应的试验区管理制度。

三、营造相应的监管和税收制度环境

适应建立国际高水平投资和贸易服务体系的需要，创新监管模式，促进试验区内货物、服务等各类要素自由流动，推动服务业扩大开放和货物贸易深入发展，形成公开、透明的管理制度。同时，在维护现行税制公平、统一、规范的前提下，以培育功能为导向，完善相关政策。

（一）创新监管服务模式。

1. 推进实施“一线放开”。允许企业凭进口舱单将货物直接入区，再凭进境货物备案清单向主管海关办理申报手续，探索简化进出境备案清单，简化国际中转、集拼和分拨等业务进出境手续；实行“进境检疫，适当放宽进出口检验”模式，创新监管技术和方法。探索构建相对独立的以贸易便利化为主的货物贸易区域和以扩大服务领域开放为主的服务贸易区域。在确保有效监管的前提下，探索建立货物状态分类监管模式。深化功能拓展，在严格执行货物进出口税收政策的前提下，允许在特定区域设立保税展示交易平台。
2. 坚决实施“二线安全高效管住”。优化卡口管理，加强电子信息联网，通过进出境清单比对、账册管理、卡口实货核注、风险分析等加强监管，促进二线监管模式与一线监管模式相衔接，推行“方便进出，严密防范质量安全风险”的检验检疫监管模式。加强电子账册管理，推动试验区内货物在各海关特殊监管区域之间和跨关区便捷流转。试验区内企业原则上不受地域限制，可到区外再投资或开展业务，如有专项规定要求办理相关手续，仍应按照专项规定办理。推进企业运营信息与监管系统对接。通过风险监控、第三方管理、保证金要求等方式实行有效监管，充分发挥上海市诚信体系建设的作用，加快形成企业商务诚信管理和经营活动专属管辖制度。
3. 进一步强化监管协作。以切实维护国家安全和市场公平竞争为原则，加强各有关部门与上海市政府的协同，提高维护经济社会安全的服务保障能力。试验区配合国务院有关部门严格实施经营者集中反垄断审查。加强海关、质检、工商、税务、外汇等管理部门的协作。加快完善一体化监管方式，推进组建统一高效的口岸监管机构。探索试验区统一电子围网管理，建立风险可控的海关监管机制。

(二) 探索与试验区相配套的税收政策。

4. 实施促进投资的税收政策。注册在试验区内的企业或个人股东，因非货币性资产对外投资等资产重组行为而产生的资产评估增值部分，可在不超过 5 年期限内，分期缴纳所得税。对试验区内企业以股份或出资比例等股权形式给予企业高端人才和紧缺人才的奖励，实行已在中关村等地区试点的股权激励个人所得税分期纳税政策。
5. 实施促进贸易的税收政策。将试验区内注册的融资租赁企业或金融租赁公司在试验区内设立的项目子公司纳入融资租赁出口退税试点范围。对试验区内注册的国内租赁公司或租赁公司设立的项目子公司，经国家有关部门批准从境外购买空载重量在 25 吨以上并租赁给国内航空公司使用的飞机，享受相关进口环节增值税优惠政策。对设在试验区内的企业生产、加工并经“二线”销往内地的货物照章征收进口环节增值税、消费税。根据企业申请，试行对该内销货物按其对应进口料件或按实际报验状态征收关税的政策。在现行政策框架下，对试验区内生产企业和生产性服务业企业进口所需的机器、设备等货物予以免税，但生活性服务业等企业进口的货物以及法律、行政法规和相关规定明确不予免税的货物除外。完善启运港退税试点政策，适时研究扩大启运地、承运企业和运输工具等试点范围。

此外，在符合税制改革方向和国际惯例，以及不导致利润转移和税基侵蚀的前提下，积极研究完善适应境外股权投资和离岸业务发展的税收政策。

四、扎实做好组织实施

国务院统筹领导和协调试验区推进工作。上海市要精心组织实施，完善工作机制，落实工作责任，根据《方案》明确的目标定位和先行先试任务，按照“成熟的可先做，再逐步完善”的要求，形成可操作的具体计划，抓紧推进实施，并在推进过程中认真研究新情况、解决新问题，重大问题要及时向国务院请示报告。各有关部门要大力支持，积极做好协调配合、指导评估等工作，共同推进相关体制机制和政策创新，把试验区建设好、管理好。

附件：中国（上海）自由贸易试验区服务业扩大开放措施

附件

中国（上海）自由贸易试验区服务业扩大开放措施

一、金融服务领域

1. 银行服务（国民经济行业分类：J 金融业——6620 货币银行服务）	
开放措施	（1）允许符合条件的外资金融机构设立外资银行，符合条件的民营资本与外资金融机构共同设立中外合资银行。在条件具备时，适时在试验区内试点设立有限牌照银行。 （2）在完善相关管理办法，加强有效监管的前提下，允许试验区内符合条件的中资银行开办离岸业务。
2. 专业健康医疗保险（国民经济行业分类：J 金融业——6812 健康和意外保险）	
开放措施	试点设立外资专业健康医疗保险机构。
3. 融资租赁（国民经济行业分类：J 金融业——6631 金融租赁服务）	
开放措施	（1）融资租赁公司在试验区内设立的单机、单船子公司不设最低注册资本限制。 （2）允许融资租赁公司兼营与主营业务有关的商业保理业务。

二、航运服务领域

4. 远洋货物运输（国民经济行业分类：G 交通运输、仓储和邮政业——5521 远洋货物运输）	
开放措施	（1）放宽中外合资、中外合作国际船舶运输企业的外资股比限制，由国务院交通运输主管部门制定相关管理试行办法。 （2）允许中资公司拥有或控股拥有的非五星旗船，先行先试外贸进出口集装箱在国内沿海港口和上海港之间的沿海捎带业务。
5. 国际船舶管理（国民经济行业分类：G 交通运输、仓储和邮政业——5539 其他水上运输辅助服务）	
开放措施	允许设立外商独资国际船舶管理企业。

三、商贸服务领域

6. 增值电信（国民经济行业分类：I 信息传输、软件和信息技术服务业——6319 其他电信业务，6420 互联网信息服务，6540 数据处理和存储服务，6592 呼叫中心）	
开放措施	在保障网络信息安全的前提下，允许外资企业经营特定形式的部分增值电信业务，如涉及突破行政法规，须国务院批准同意。
7. 游戏机、游艺机销售及服务（国民经济行业分类：F 批发和零售业——5179 其他机械及电子产品批发）	
开放措施	允许外资企业从事游戏游艺设备的生产和销售，通过文化主管部门内容审查的游戏游艺设备可面向国内市场销售。

四、专业服务领域

8. 律师服务（国民经济行业分类：L 租赁和商务服务业——7221 律师及相关法律服务）	
开放措施	探索密切中国律师事务所与外国（港澳台地区）律师事务所业务合作的方式和机制。
9. 资信调查（国民经济行业分类：L 租赁和商务服务业——7295 信用服务）	
开放措施	允许设立外商投资资信调查公司。
10. 旅行社（国民经济行业分类：L 租赁和商务服务业——7271 旅行社服务）	
开放措施	允许在试验区内注册的符合条件的中外合资旅行社，从事除台湾地区以外的出境旅游业务。
11. 人才中介服务（国民经济行业分类：L 租赁和商务服务业——7262 职业中介服务）	
开放措施	（1）允许设立中外合资人才中介机构，外方合资者可以拥有不超过 70% 的股权；允许港澳服务提供者设立独资人才中介机构。 （2）外资人才中介机构最低注册资本金要求由 30 万美元降低至 12.5 万美元。
12. 投资管理（国民经济行业分类：L 租赁和商务服务业——7211 企业总部管理）	
开放措施	允许设立股份制外资投资性公司。
13. 工程设计（国民经济行业分类：M 科学研究与技术服务企业——7482 工程勘察设计）	
开放措施	对试验区内为上海市提供服务的外资工程设计（不包括工程勘察）企业，取消首次申请资质时对投资者的工程设计业绩要求。
14. 建筑服务（国民经济行业分类：E 建筑业——47 房屋建筑业，48 土木工程建筑业，49 建筑安装业，50 建筑装饰和其他建筑业）	
开放措施	对试验区内的外商独资建筑企业承揽上海市的中外联合建设项目时，不受建设项目的中外方投资比例限制。

五、文化服务领域

15. 演出经纪（国民经济行业分类：R 文化、体育和娱乐业——8941 文化娱乐经纪人）	
开放措施	取消外资演出经纪机构的股比限制，允许设立外商独资演出经纪机构，为上海市提供服务。
16. 娱乐场所（国民经济行业分类：R 文化、体育和娱乐业——8911 歌舞厅娱乐活动）	
开放措施	允许设立外商独资的娱乐场所，在试验区内提供服务。

六、社会服务领域

17. 教育培训、职业技能培训（国民经济行业分类：P 教育——8291 职业技能培训）	
开放措施	（1）允许举办中外合作经营性教育培训机构。 （2）允许举办中外合作经营性职业技能培训机构。
18. 医疗服务（国民经济行业分类：Q 卫生和社会工作——8311 综合医院，8315 专科医院，8330 门诊部（所））	
开放措施	允许设立外商独资医疗机构。

注：以上各项开放措施只适用于注册在中国（上海）自由贸易试验区内的企业。

(中国語原文)

全国人民代表大会常务委员会

关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定

（2013 年 8 月 30 日第十二届全国人民代表大会常务委员会第四次会议通过）

为加快政府职能转变，创新对外开放模式，进一步探索深化改革开放的经验，第十二届全国人民代表大会常务委员会第四次会议决定：授权国务院在上海外高桥保税区、上海外高桥保税物流园区、洋山保税港区和上海浦东机场综合保税区基础上设立的中国（上海）自由贸易试验区内，对国家规定实施准入特别管理措施之外的外商投资，暂时调整《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合资经营企业法》和《中华人民共和国中外合作经营企业法》规定的有关行政审批（目录附后）。上述行政审批的调整在三年内试行，对实践证明可行的，应当修改完善有关法律；对实践证明不宜调整的，恢复施行有关法律规定。

本决定自 2013 年 10 月 1 日起施行。

授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批目录

序号：1

名称：外资企业设立审批

法律规定：《中华人民共和国外资企业法》第六条：“设立外资企业的申请，由国务院对外经济贸易主管部门或者国务院授权的机关审查批准。审查批准机关应当在接到申请之日起九十天内决定批准或者不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：2

名称：外资企业分立、合并或者其他重要事项变更审批

法律规定：《中华人民共和国外资企业法》第十条：“外资企业分立、合并或者其他重要事项变更，应当报审查批准机关批准，并向工商行政管理机关办理变更登记手续。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：3

名称：外资企业经营期限审批

法律规定：《中华人民共和国外资企业法》第二十条：“外资企业的经营期限由外国投资者申报，由审查批准机关批准。期满需要延长的，应当在期满一百八十天以前向审查批准机关提出申请。审查批准机关应当在接到申请之日起三十天内决定批准或者不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：4

名称：中外合资经营企业设立审批

法律规定：《中华人民共和国中外合资经营企业法》第三条：“合营各方签订的合营协议、合同、章程，应报国家对外经济贸易主管部门（以下称审查批准机关）审查批准。审查批准机关应在三个月内决定批准或不批准。合营企业经批准后，向国家工商行政管理主管部门登记，领取营业执照，开始营业。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：5

名称：中外合资经营企业延长合营期限审批

法律规定：《中华人民共和国中外合资经营企业法》第十三条：“合营企业的合营期限，按不同行业、不同情况，作不同的约定。有的行业的合营企业，应当约定合营期限；有的行业的合营企业，可以约定合营期限，也可以不约定合营期限。约定合营期限的合营企业，合营各方同意延长合营期限的，应在距合营期满六个月前向审查批准机关提出申请。审查批准机关应自接到申请之日起一个月内决定批准或不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：6

名称：中外合资经营企业解散审批

法律规定：《中华人民共和国中外合资经营企业法》第十四条：“合营企业如发生严重亏损、一方不履行合同和章程规定的义务、不可抗力等，经合营各方协商同意，报请审查批准机关批准，并向国家工商行政管理主管部门登记，可终止合同。如果因违反合同而造成损失的，应由违反合同的一方承担经济责任。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：7

名称：中外合作经营企业设立审批

法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第五条：“申请设立合作企业，应当将中外合作者签订的协议、合同、章程等文件报国务院对外经济贸易主管部门或者国务院授权的部门和地方政府（以下简称审查批准机关）审查批准。审查批准机关应当自接到申请之日起四十五天内决定批准或者不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：8

名称：中外合作经营企业协议、合同、章程重大变更审批

法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第七条：“中外合作者在合作期限内协商同意对合作企

业合同作重大变更的，应当报审查批准机关批准；变更内容涉及法定工商登记项目、税务登记项目的，应当向工商行政管理机关、税务机关办理变更登记手续。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：9

名称：中外合作经营企业转让合作企业合同权利、义务审批

法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第十条：“中外合作者的一方转让其在合作企业合同中的全部或者部分权利、义务的，必须经他方同意，并报审查批准机关批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：10

名称：中外合作经营企业委托他人经营管理审批

法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第十二条第二款：“合作企业成立后改为委托中外合作者以外的他人经营管理的，必须经董事会或者联合管理机构一致同意，报审查批准机关批准，并向工商行政管理机关办理变更登记手续。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：11

名称：中外合作经营企业延长合作期限审批

法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第二十四条：“合作企业的合作期限由中外合作者协商并在合作企业合同中订明。中外合作者同意延长合作期限的，应当在距合作期满一百八十天前向审查批准机关提出申请。审查批准机关应当自接到申请之日起三十天内决定批准或者不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

(中国語原文)

**上海市人民代表大会常务委员会
公告第 3 号**

《上海市人民代表大会常务委员会关于在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整实施本市有关地方性法规规定的决定》已由上海市第十四届人民代表大会常务委员会第八次会议于 2013 年 9 月 26 日通过，现予公布，自 2013 年 10 月 1 日起施行。

上海市人民代表大会常务委员会

2013 年 9 月 26 日

关于在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整实施 本市有关地方性法规规定的决定

（2013 年 9 月 26 日上海市第十四届人民代表大会常务委员会第八次会议通过）

为加快政府职能转变，创新对外开放模式，进一步探索深化改革开放的经验，依法推进中国（上海）自由贸易试验区建设，上海市第十四届人民代表大会常务委员会第八次会议决定：

- 一、 根据《全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》的规定，在中国（上海）自由贸易试验区内，对国家规定实施准入特别管理措施之外的外商投资，停止实施《上海市外商投资企业审批条例》。

凡法律、行政法规在中国（上海）自由贸易试验区调整实施有关内容的，本市有关地方性法规作相应调整实施。

- 二、 本市其他有关地方性法规中的规定，凡与《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》不一致的，调整实施。

- 三、 上述有关地方性法规的调整实施在三年内试行。

本决定自 2013 年 10 月 1 日起施行。